

# 令和元年 第8回

## 北見市第一農業委員会総会議事録

日	時	令和元年12月25日(水)
場	所	第一農業委員会会議室
		午前10時00分 開会
		午前10時50分 閉会

### 1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 議案第4号
- 第 7 議案第5号
- 第 8 議案第6号
- 第 9 議案第7号
- 第10 報告第1号

## 2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 北見市第一農業委員会規則の制定について
- 第 4 議案第 2 号 北見市第一農業委員会の委員及び職員の身分を示す証明書に関する  
規程の制定について
- 第 5 議案第 3 号 北見市第一農業委員会事務局規程の一部を改正する規程について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 第 8 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画  
の決定について
- 第 9 議案第 7 号 現況証明願について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

3 令和元年第8回北見市第一農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	前澤 一幸 君	○	
2	高橋 秀幸 君	○	
3	吉田 和子 君	○	
4	渡邊 幸夫 君	○	
5	畑中 利男 君	○	
6	福田 保志 君	○	
7	中村 圭一 君	○	
8	萩原 和裕 君	○	
9	入倉 孝徳 君	○	
10	安斉 誠一 君	○	
11	芝山ひとみ 君	○	
12	岡田 貢 君	○	
13	大林 実 君	○	

	氏名	出席	欠席
14	(欠 番)		
15	馬場 正寛 君	○	
16	竹下 雅英 君	○	
17	杉山 茂樹 君	○	
18	竹中 秀樹 君	○	
19	黒須 倫子 君	○	
20	米森 裕之 君	○	
21	岡部 浩 君	○	
22	國田 恭一 君	○	
23	鎌口 幹雄 君	○	

出席 22 名  
 欠席 0 名  
 欠員 1 名

(2) 事務局出席

事務局 長	武 田 嘉 憲 君
事務局 次長	宮 部 秀 明 君
農地 課 長	市 山 恵 一 君
総務 係 長	清 水 拓 君
農地 係 長	谷 地 洋 光 君

(3) 議 長 鎌口 幹雄 君  
 署名委員 17番 杉山 茂樹 委員  
 署名委員 19番 黒須 倫子 委員

事務局長  
(武田 嘉憲君)

本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。  
それでは、令和元年第8回北見市第一農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局長  
(武田 嘉憲君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。  
会長、よろしくお願いいたします。

議長  
(鎌口 幹雄君)

これより、令和元年第8回北見市第一農業委員会総会を開会いたします。  
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いいたします。

事務局次長  
(宮部 秀明君)

ご報告を申し上げます。  
ただいまの出席委員数は、21名の出席であります。  
5番 畑中委員は所用のため遅参される旨、届け出がありました。  
次に、本日の総会議案のほか、議案第1号から議案第3号関連として、「令和元年第8回総会資料」をお手元に配付いたしてございます。  
以上であります。

議長  
(鎌口 幹雄君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。  
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。  
本日の議事録署名委員は、17番 杉山委員、19番 黒須委員の両名を指名いたします。  
次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。  
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。  
これにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日限りと決定いたします。  
次に、日程第3、『議案第1号 北見市第一農業委員会規則の制定について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の1ページ左側でございます。  
議案第1号 「北見市第一農業委員会規則の制定について」 ご説明いたします。  
北見市第一農業委員会規則を別紙のとおり制定する。  
内容につきましては、お手元に配付しております、令和元年第8回総会資料、議案第1号関連 「北見市第一農業委員会規則の制定について」をご参照願います。  
以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第4、『議案第2号 北見市第一農業委員会の委員及び職員の身分を示す証明書に関する規程の制定について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の1ページ右側でございます。  
議案第2号 「北見市第一農業委員会の委員及び職員の身分を示す証明書に関する規程の制定について」 ご説明いたします。  
北見市第一農業委員会の委員及び職員の身分を示す証明書に関する規程を別紙のとおり制定する。  
内容につきましては、お手元に配付しております、令和元年第8回総会資料、議案第2号関連 「北見市第一農業委員会の委員及び職員の身分を示す証明書に関する規程の制定について」をご参照願います。  
以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第5、『議案第3号 北見市第一農業委員会事務局規程の一部を改正する規程について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の2ページでございます。  
議案第3号 「北見市第一農業委員会事務局規程の一部を改正する規程について」ご説明いたします。  
北見市第一農業委員会事務局規程の一部を別紙のとおり改正する。  
内容につきましては、お手元に配付しております、令和元年第8回総会資料、議案第3号関連 「北見市第一農業委員会事務局規程の一部を改正する規程について」をご参照願います。  
以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第6、『議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の3ページから4ページでございます。  
議案第4号 「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。  
今回の申請は、賃借権が1件、使用貸借による権利が1件の合計2件であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
なお、許可に係る地目及び面積は、4ページ欄外に記載のとおり、「畑」が12筆で、合計面積は105,229㎡であります。  
以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

10番  
(安斉 誠一君)

番号1番についてご説明いたします。  
番号1番、権利の種類は賃借権です。土地の所在及び地番は、小泉●●●「畑」、面積は33,124㎡。貸主は、●●●さん。借主は、●●●さんです。申請事由は、貸主は、自ら耕作できないため、農地を貸し付ける。借主は、農業経営の規模拡大を図るため、農地を借り受けるというものです。  
以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第2班よりお願いいたします。

6 番  
(福田 保志君)

番号2番についてご説明いたします。

番号2番、権利の種類は使用貸借による権利です。土地の所在及び地番は、大正●●● 「畑」、外「畑」10筆、合計面積は72,105㎡。貸主は、●●●さん。借主は、●●●さんです。申請事由は、後継者である息子に、農地を貸し付けるというものです。

以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第7、『議案第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の5ページから7ページでございます。

議案第5号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明いたします。

今回の通知は、合意解約による通知が5件です。農地法第18条第1項第2号の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。

なお、通知に係る地目及び面積は、7ページ欄外に記載のとおり、「田」が1筆、「畑」が21筆で、合計面積は78,387㎡であります。

以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第2班よりご説明をお願いいたします。

6 番  
(福田 保志君)

番号1番、2番についてご説明いたします。

番号1番、土地の所在及び地番については、豊田●●● 「田」、面積は、6,821㎡です。賃貸人は、●●●さん。借入人は、●●●さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、令和元年11月11日。引渡しの時期は、令和元年11月11日です。その他契約内容等は記載のとおりです。

番号2番、土地の所在及び地番については、柏木●●● 「畑」、外「畑」8筆、合計面積は、48,691㎡です。賃貸人は、●●●、その土地の所有者は、●●●。借入人は、●●●です。解約等の理由は合意解約で、合意等の日

は、令和元年11月27日。引渡しの時期は、令和元年11月27日です。その他契約内容等は記載のとおりです。

以上、特に問題は無いと判断いたしました。ご協議の程、よろしくお願いいたします。

議長  
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班よりお願いいたします。

1番  
(前澤 一幸君)

番号3番から5番についてご説明いたします。

番号3番、土地の所在及び地番については、若松●●●「畑」、面積は、6,813㎡です。賃貸人は、●●●さん。賃借人は、●●●さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、令和元年11月29日。引渡しの時期は、令和元年11月29日です。その他契約内容等は記載のとおりです。

番号4番、土地の所在及び地番については、若松●●●「畑」、外「畑」8筆、合計面積は、8,981㎡です。賃貸人は、●●●さん。賃借人は、●●●さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、令和元年11月29日。引渡しの時期は、令和元年11月29日です。その他契約内容等は記載のとおりです。

番号5番、土地の所在及び地番については、若松●●●「畑」、外「畑」1筆、合計面積は、7,081㎡です。賃貸人は、●●●さん。賃借人は、●●●さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、令和元年11月29日。引渡しの時期は、令和元年11月29日です。その他契約内容等は記載のとおりです。

以上、特に問題は無いと判断いたしました。ご協議の程、よろしくお願いいたします。

議長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第8、『議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の8ページから17ページでございます。

議案第6号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

今回、北見市長より付議された案件は、賃借権が37件、賃借権移転が4件、所有権売買が5件の合計46件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第



3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、集積計画に係る地目及び面積は、17 ページ欄外に記載のとおり 「田」が 51 筆、「畑」が 91 筆で、合計面積は 928, 227. 85 m<sup>2</sup>であります。

以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第 1 班よりご説明をお願いいたします。

10 番  
(安斉 誠一君)

番号 1 番から 6 番についてご説明いたします。

番号 1 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 333, 000 円、10 a あたり 9, 600 円です。

番号 2 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 32, 000 円、10 a あたり 8, 100 円です。

番号 3 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 19, 000 円、10 a あたり 6, 900 円です。

番号 4 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん (持分 3 分の 1)、● ● ●さん (持分 3 分の 1)、● ● ●さん (持分 3 分の 1)。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 236, 600 円、10 a あたり 7, 400 円です。

番号 5 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 105, 000 円、10 a あたり 10, 000 円です。

番号 6 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 130, 000 円、10 a あたり 3, 100 円です。

以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第 2 班よりお願いいたします。

8 番  
(萩原 和裕君)

番号 7 番から 3 6 番についてご説明いたします。

番号 7 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 147, 000 円、10 a あたり 11, 000 円です。

番号 8 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 104, 000 円、10 a あたり 10, 000 円です。

番号 9 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 96, 000 円、10 a あたり 8, 700 円です。

番号 10 番、権利は賃借権移転です。権利の設定等をする者、● ● ●さん、その土地の所有者は、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者、● ● ●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 163, 000 円、10 a あたり 7, 100 円です。

番号 11 番、権利は賃借権移転です。権利の設定等をする者、● ● ●さん、

その土地の所有者は、●●●さん（持分3分の1）、●●●さん（持分3分の1）、●●●さん（持分3分の1）。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は580,000円、10aあたり6,100円です。

番号12番、権利は賃借権移転です。権利の設定等をする者、●●●さん、その土地の所有者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は70,000円、10aあたり7,000円です。

番号13番、権利は賃借権移転です。権利の設定等をする者、●●●さん、その土地の所有者は、●●●さん（持分8分の5）。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は40,000円、10aあたり3,100円です。

番号14番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は60,000円、10aあたり6,700円です。

番号15番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は10,000円、10aあたり5,900円です。

番号16番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は10,000円、10aあたり5,900円です。

番号17番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は10,000円、10aあたり5,900円です。

番号18番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は270,000円、10aあたり10,000円です。

番号19番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は30,000円、10aあたり5,600円です。

番号20番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は3,206,000円、10aあたり230,000円です。

番号21番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は35,000円、10aあたり6,900円です。

番号22番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は70,850円、10aあたり6,500円です。

番号23番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は175,000円、10aあたり7,100円です。

番号24番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は14,000円、10aあたり4,100円です。

番号25番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記

載のとおりで、借賃は458,000円、10aあたり6,300円です。

番号26番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は223,000円、10aあたり6,400円です。

番号27番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん（法定持分2分の1）、●●●さん（法定持分2分の1）。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は85,000円、10aあたり7,000円です。

番号28番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は140,000円、10aあたり6,900円です。

番号29番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は300,000円、10aあたり197,100円です。

番号30番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は37,000円、10aあたり5,500円です。

番号31番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は65,000円、10aあたり5,100円です。

番号32番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は32,000円、10aあたり5,600円です。

番号33番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は54,000円、10aあたり5,700円です。

番号34番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は95,000円、10aあたり10,500円です。

番号35番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は242,000円、10aあたり7,000円です。

番号36番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は5,600,000円、10aあたり115,000円です。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班よりお願いいたします。

1番  
(前澤 一幸君)

番号37番から46番についてご説明いたします。

番号37番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は200,000円、10aあたり4,400円です。

番号38番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は136,000円、10aあたり5,700円です。

番号39番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は30,000円、10aあたり5,000円です。

番号40番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は88,500円、10aあたり7,000円です。

番号41番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は30,000円、10aあたり8,800円です。

番号42番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は226,740円、10aあたり10,100円です。

番号43番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は400,000円、10aあたり7,600円です。

番号44番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん(持分12分の2)、●●●さん(持分12分の2)、●●●さん(持分12分の2)、●●●さん(持分12分の2)、●●●さん(持分12分の1)、●●●さん(持分12分の1)、●●●さん(持分12分の1)、●●●さん(持分12分の1)。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は13,647,000円、10aあたり284,100円です。

番号45番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は11,220,000円、10aあたり335,600円です。

番号46番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は30,000円、10aあたり7,900円です。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますが、1番の案件については、●●●委員が、7番の案件については、●●●委員が、8番及び9番の案件については、●●●委員が、22番の案件については、●●●委員が、30番及び33番の案件については、●●●委員が除斥の対象となりますので、1番、7番から9番、22番、30番、33番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、1番、7番から9番、22番、30番、33番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、1番、7番から9番、22番、30番、33番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは次に、1番の案件に対する質疑にはいりますので、●●●委員は一時退席願います。

(●●●委員、退席)

議長  
(鎌口 幹雄君)

それでは、1番の案件に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(●●●委員、着席)

議長  
(鎌口 幹雄君)

それでは次に、7番の案件に対する質疑にはいりますので、●●●委員は一時退席願います。

(●●●委員、退席)

議長  
(鎌口 幹雄君)

それでは、7番の案件に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(●●●委員、着席)

議長  
(鎌口 幹雄君)

それでは次に、8番及び9番の案件に対する質疑にはいりますので、●●●委員は一時退席願います。

(●●●委員、退席)

議長  
(鎌口 幹雄君)

それでは、8番及び9番の案件に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議  
ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

(● ● ●委員、着席)

議 長  
(鎌口 幹雄君)

それでは次に、22番の案件に対する質疑にはいりますので、● ● ●委員  
は一時退席願います。

(● ● ●委員、退席)

議 長  
(鎌口 幹雄君)

それでは、22番の案件に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございま  
せんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(● ● ●委員、着席)

議 長  
(鎌口 幹雄君)

それでは次に、30番及び33番の案件に対する質疑にはいりますので、●  
● ●委員は一時退席願います。

(● ● ●委員、退席)

議 長  
(鎌口 幹雄君)

それでは、30番及び33番の案件に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議  
ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

(● ● ●委員、着席)

議 長  
(鎌口 幹雄君)

次に、日程第9、『議案第7号 現況証明願について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の18ページでございます。  
議案第7号、「現況証明願について」をご説明いたします。  
このことについて、下記のとおり願出があったので、審議の上、適否の決定を求めるものであります。  
願出件数は3件で、願出理由は「地目変更登記」のためでございます。  
番号1番、所在及び地番は、本沢● ● ●、公簿地目は「畑」、現況は「農地・採草放牧地以外」、面積は、14,876㎡、利用状況は「山林」、所有者は、● ● ●さん、願出人は、● ● ●さんです。転用状況は、農地法第4条許可有です。  
番号2番、所在及び地番は、川東● ● ●、公簿地目は「畑」、現況は「農地・採草放牧地以外」、面積は、296㎡、利用状況は「雑種地」、所有者及び願出人は、● ● ●さん(持分2分の1)さん、● ● ●さん(持分2分の1)です。  
番号3番、所在及び地番は、若松● ● ● 外1筆、公簿地目は「畑」、現況は「農地・採草放牧地以外」、合計面積は、462㎡、利用状況は「雑種地」、所有者及び願出人は、● ● ●さんです。  
なお、現況証明に係る面積等は、欄外に記載のとおり、「農地・採草放牧地以外」が4筆で、合計面積は、15,634㎡であります。  
以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第2班よりご説明をお願いいたします。

4番  
(渡邊 幸夫君)

番号1番について、ご説明いたします。  
番号1番、令和元年12月18日に福田委員、萩原委員の2名とともに現地調査を行い、現況が「農地・採草放牧地以外」であることを確認しました。また、利用状況については、「山林」と確認しました。  
以上、ご報告いたします。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班よりお願いいたします。

17番  
(杉山 茂樹君)

番号2番、3番について、ご説明いたします。  
番号2番、令和元年12月19日に前澤委員、岡部委員の2名とともに現地調査を行い、現況が「農地・採草放牧地以外」であることを確認しました。また、利用状況については、「雑種地」と確認しました。  
番号3番、番号2番と同様に、令和元年12月19日に前澤委員、岡部委員の2名とともに現地調査を行い、現況が「農地・採草放牧地以外」であることを確認しました。また、利用状況については、2筆とも「雑種地」と確認しました。  
以上、ご報告いたします。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて  
おります議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議  
ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第10、『報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出につ  
いて』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の19ページから21ページでございます。  
報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」 ご説明いたし  
ます。

届出件数は、所有権(相続)が5件、所有権(遺贈)が1件で合計6件であり  
ます。

番号1番、権利は、所有権(相続)です。所在及び地番は、清月町●●●  
「畑」、面積は1,025㎡であります。被相続人は、●●●さん。相続人は、  
●●●さんです。届出日は令和元年11月28日、受理通知日は令和元年12月  
5日です。

番号2番、権利は、所有権(相続)です。所在及び地番は、仁頃町●●●  
「畑」、外「畑」1筆、合計面積は30,700㎡であります。被相続人は●●●  
さん。相続人は、●●●さんです。届出日は令和元年12月2日、受理通知日  
は令和元年12月5日です。

番号3番、権利は、所有権(遺贈)です。所在及び地番は、東相内町●●●  
「畑」、面積は10,516㎡であります。遺贈者は、●●●さん。受遺者は、  
●●●さんです。届出日は令和元年11月15日、受理通知日は令和元年11月21  
日です。

番号4番、権利は、所有権(相続)です。所在及び地番は、美園●●●「畑」、  
外「畑」7筆、合計面積は9,089㎡であります。被相続人は、●●●さん。相  
続人は、●●●さんです。届出日は令和元年12月11日、受理通知日は令和  
元年12月16日です。

番号5番、権利は、所有権(相続)です。所在及び地番は、東相内町●●●  
「畑」、外「畑」8筆、合計面積は19,076.58㎡であります。被相続人は、●●●  
さん。相続人は、●●●さんです。届出日は令和元年12月3日、受理通知  
日は令和元年12月6日です。

番号6番、権利は、所有権(相続)です。所在及び地番は、東相内町●●●  
「畑」、外「畑」3筆、合計面積は3,848.61㎡であります。被相続人は、●●●  
さん。相続人は、●●●さんです。届出日は令和元年11月27日、受理通  
知日は令和元年11月29日です。

なお、届出に係る地目及び面積は、21ページ欄外に記載のとおり、「畑」が



25筆で、合計面積は74,255.19㎡であります。

これらの案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処分をいたしました。

以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。

それではこれにて、令和元年第8回北見市第一農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年12月25日

議 長 鎌 口 幹 雄

署名委員 杉 山 茂 樹

署名委員 黒 須 倫 子